

■目的

府内の専門治療機関のうち、**1ヶ所を「てんかん診療拠点機関」として指定**し、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図るほか、治療や相談支援等に携わる関係機関の医師等に対し、てんかんについての助言・指導や普及啓発活動を実施し、てんかんについての知見を集積する。

■大阪府てんかん診療拠点機関の指定

大阪大学医学部附属病院(吹田市)
 [指定日：令和元年7月8日]



事業内容	令和元年度実績
i てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療	◆Webサイトの設置 (情報集約・発信の拠点づくり) ・府内の専門医療機関に関する情報 ・患者・家族・関係機関向けのてんかんに関する研修やイベントに関する情報 ・治療・生活支援に関する情報
ii 管内の医療機関等への助言・指導	
iii 関係機関(精神保健福祉センター、医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等)との連携	◆患者及びその家族等に対する研修 令和2年2月22日(土)13時～15時 テーマ「てんかんについて学ぼう～よりよい毎日のために～」
iv ①医療従事者に対する研修、 ②関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修	
v てんかん患者及びその家族への普及啓発	
vi 協議会の運営(1回/年)、委員(13名)	◆てんかん治療医療連携協議会 令和元年11月20日(水)16時～17時 ・てんかん医療における専門相談・支援について ・研修事業について ・医療ネットワークの整備について ・福祉、生活支援に関する情報発信について 他
vii 協議会で定める指標に必要な数値等の集計・整理	
viii その他てんかん対策に必要な事項	

次年度にむけた取り組み課題

◆てんかん診療に係る各専門診療と地域・一般医療との相互理解と連携強化。
 例) 診療連携ネットワーク研修
 例) 患者紹介連携ツールの開発

◆患者・家族等が主体的に医療機関や支援機関の情報を入手し、希望する医療や支援につながるできるよう、情報・連携ネットワークを整備する

◆かかりつけの医療機関に関係なく、多様な相談に対応できるよう、医療・福祉・生活支援など各専門領域による同相談会を企画する。

強化